

平成20年  
(仮称)自治基本条例検討連絡会議  
会議概要記録

平成20年7月1日  
新宿区議会

開会 午後 1時30分

辻山座長 最初の議題ですけれども、これまで10か所で地区懇談会をやってきて、聞くところによると、きのうで終わったということですので、一応その開催状況その他について説明をいただいて、少し情報を共有したいと思いますので、それでは、説明、野田委員、お願いします。

野田委員 私のほうから、資料1と資料2を用いて御説明させていただきます。

まず、資料1のほうをごらんください。

これは、第4回目の四谷地域センターから第8回目の大久保地域センターでの地域懇談会まで、資料として提出させていただきました。

第9回目の落合第一地域センターと昨日の10回目の新宿清掃事務所については、今口頭で御説明をさせていただきます。

6月27日の落合第一センターでの説明会は19人でございます。そして、昨日戸塚地区の新宿清掃事務所で行われました地域懇談会は36人ということでございます。

なお、今回10か所で行いました資料については、また提出させていただきますけれども、トータルで273名ということで、1か所当たり10で割れば27.3という数字が出ております。

それから、地域懇談会での御意見、御感想をいただく中で、昨日戸塚のほうから1名いただいております。それを御紹介させていただきますけれども、それは議員さん、区の行政の方の熱い思いが伝わり、感動しました。ありがとうございますというところで、感想をいただいております。

そして、会議録につきましては、5か所目の榎町地域センターまでの分を配らせていただいております。筆筈町と角筈、それから四谷、榎、柏木の分まで入っております。会議録については、今ここで個別には御説明をしません、概要についてはこんなところでございます。

辻山座長 ありがとうございます。

何か感想とか、残された課題とかあったら御発言を求めますけれども、大体皆さん、議員の方は皆勤賞で出ているんですね。(「そうですね」と呼ぶ者あり)すごいですね。画期的なことだな。(「やむを得ず1回欠席した人いたみたいだけれども、あと全員」と呼ぶ者あり)すごいですね。

あれば、何か。特に、私は一回も出ていませんので、参考になることがあれば教えておいていただければと思いますけれども、どうですか、結構これ見るといろいろな意見が会場から出たようですけれども、きついか、答え切れなかったりというようなことはありませんでしたか。

根本委員 議会側でいえば、委員会として地域懇談会というのを主催するというのは初めての経験ですよ、新宿区議会にとっては。ですから、事前に相当意見交換、小委員のメンバーで意見交換をかなり、だれが答弁してもほぼ同じような趣旨の答弁になるようにということで、いろんな調整をしたり、それから募集要項みたいなところでいえば、こちらでちゃんとつくって、それを読み上げて、リハーサルということまでやったんですね。

ですから、議会だけで地域懇談会やっても十分答えられたというぐらいの準備をしてやって、感想としては、さっきの議員が何やっているんだというのは多少あったかもしれないけれども、相当真剣に考えてやっているんだなという印象は、区民の皆さんに持っていただいたというふうに思うんですがね。

ただ、まだ区民検討組織がスタートしていないから、中身に入れないので、我々は、中身はこれからです、これからですよなんて、若干の物足りなさを感じて、もっと詰めて持ってこいとか、いろんな、中身についてはそういうことを期待した方はちょっと不満があったかなということで、これから三者検討会なり、あるいは区民検討会を受けながら、中身をつくってもう一回積極的に地域懇談会をまた第2弾やっていくようなことが必要なんじゃないのかなというようなことを感じました。

行政側のほうは遠慮して余りしゃべらなかつたんでしょうけれども、大変中身の濃いというか、中身があった懇談会だったのではないだろうかというふうに手前みそで思います。

辻山座長 なるほど、ありがとうございます。

いずれにしても、この場である程度の原案のようなものが固まってきたら、また説明の会を持ったりすることは考えられますので、そのためにもいい経験だったというふうに思いますが、そのほか何かありますか。どうぞ。

猿橋委員 10か所回ったんですが、平均すると27.5人ですね。たまたまちょっと事例が違うんですが、今区長の地域懇談会をやっているんですね。これは、テーマ決めてやっていますが、区長トークという形でやっています。私もそれに出ているんですが、6月下旬から始まって、きょうで3回目なんですが、区長トークのほうが大体四、五十人なんです、参加者が。それからすると、この難しいテーマで集まったほうかなという気はいたします。

異口同音に各会場から言われたことで、印象に残っていることと言いますと、一つは、区民委員の公募を行ったわけですが、その区民委員の代表性の問題をどう考えるんだということですね。出られた方が全部を代表するわけじゃないだろうと、その辺どう考えているんだという話と、それからあと、やはりこういう懇談会に出ている区民の方々は非常にそういうものに熱心な方ですけども、そういうものに熱心でないといいますが、普通の区民の意見をどういうふうに吸い上げるんだということで、相当各会場からやはり意見が出たんですね。

ですから、今後こういうものの運営を考えていく場合には、その辺のところは非常に重点として考えなきゃならないことなのかなというように思いました。

辻山座長 そうですね。そこは、どこでやる場合にもやっぱり工夫がいるところで、いわゆる会議に出てきていない区民の方たちの思いをどうやって拾っていくのか。それは、これから進め方などで工夫をしていくことにいたしましょう。

区民委員の代表性については、いわゆる区民全体を代表するんだよというようなことは言っていないわけでしょう、答弁でもね。それは大事なことだと思いますが、時々誤解をされる場合がありますのでね。

そのほかはい、どうぞ。

山田委員 じゃ、私のほうから、今副座長のほうからお話がありましたけれども、私も似たようなことを感じました。

それで、集まった方々の人数ですけども、私は率直に言うと、テーマがテーマだけに、1けた台とか、あるいはそれこそ毛が生えたようなそういうことかな、最初はね。第2弾、第3弾という具体的な条例案の中身について話をするということになるとまた違ってくるとように思うんですけども、今度のこの10か所の懇談会というのは、ほとんど参加してくれる人も少ないのかなと考えていたんですけども、そういうことからすると、私も随分多いなと。

それから、会場でも、結構いろんな活発な論議があったというふうにあります。

私が印象に残ったのは、区民の定義とか、区民会議のところからずっと引き続けている課題ですけども、そういう話何か所かであったことと、それから、これも区民会議との関連があるんでしょうけれども、区民会議の委員として積極的に発言をした、あるいは積極的に物事を提案したんだけど、どうも自分の意見が活かされなかったと、一生懸命やった割にはむなししい思いが残った、きのうもそういう話がありましたけれども、そういうことがあったわけです。

ただ、私は、区民会議も何回か傍聴しておりますけれども、指摘されるようなことじゃ必ずしもないんじゃないかというふうにはもともと思っているんです。

だから、どういう思いであのような御発言をされたのかなというようなことを考えたりするんですけども、やはり我々は、私なんか特に何を言っても最終的には多数決で押し切られていることになれていますからね、何ちゅうこともないんですけども、区民の皆さんは、やっぱり自分の思いを言うと、しかし、一定の議論の中で、それは取り入れられることもあるだろうけれども、取り入れられないことが多ければ、やはり自分の意見は取り入れられない、これは何だという、そういうことを思うだろうなというふうに思うんですよ。それは民主主義ですから当たり前のことなんですけれども、当たり前のことを当たり前のやり方だというふうになかなか理解し切れないところがある。

これから、三者でいろいろ会議やるわけですけども、結果として、私は区民の意見が取り入れられないこともあるだろうし、また我々の意見が取り入れられないこともあると、それは当たり前のことだというふうに思うんですけども、そこはやっぱりうまく運んで、全部終わった後はむなししい思いが残ったなんていうことのないようにやはりしなきゃだめだと、ただ、区民の意見だからといってみんなが通るわけじゃないということは、これは理解をしていただかなきゃだめだなというふうに感じました。

辻山座長 そうなんですよね。ただ、このやり方というのは、どの意見を採用して、どの意見は

ちょっと採用できないということ、自分たちも参加して決めるというところに意味があって、陳情したけれども、行政のほうを受け付けてくれなかったとかという、そういうのはちょっと違って、その分だけ、だからやはり代表6名の方がここへ出てきたときの議論の仕方というのは慎重にしなければいけないなという感じはします。

ほかに、はい、どうぞ。

小松委員 全体的な会場に来てくださっている方で、若い人が少ない。10名もいなかったんじゃないかなということですね。中高年、高齢者の方が多かったかなということと、それから女性の発言も少なかった。全部で、女性も、四谷で1人、若松で1人、筆筈で1人というか、若い人と女性が、ですから区民の代表といってもなかなか、世代が固まってしまふなという感じはしました。

辻山座長 そうですね。何か工夫しないと、後でまた応募状況なんかも教えてもらって、委員構成にもどう反映してきているかというようなこともちょっと気になりますですね。恐らく基本条例が実質的な区民の生活の中に生きてくるというのは大分先の話になってくるので、むしろ若い人たちの世代こそ本当は参加してほしいんですけどもね。それはまた委員の選任のところでも少し考えてみましょう。

そのほか、何かございますか。

〔発言する者なし〕

辻山座長 ありがとうございます。

それでは、今出されたようなことを念頭に置きながら、これから一つひとつ検討をしていかなきゃいけないと思いますが、2番目に、区民検討委員の公募をやっている、まだ締め切りにはなっていないんですかね、「7月14日までです」と呼ぶ者あり)14日までですね。途中ですけれども、その応募状況と、それから締め切った後の抽選の方法について提案をいただくわけですね。では、野田委員。

野田委員 それでは、まず昨日までの応募状況について御説明いたします。

昨日の6月30日現在、きのう現在ですけれども、18名の公募委員の応募がございます。

男女比ですが、男が15名、女性が3名、年齢構成ですけれども、50代が1名、60代が12名、70代が5名となっております。

昨日の最後の地域懇談会の説明が終わった中で、2名ほどこの後申し込みますよという発言を聞いていますので、20名には少なくともなります。

それから、本日午前中に私ども事務局に申し込むことを前提とした問い合わせの電話がございました。そういう意味では、少し動きが出てきたのかなというふうに考えております。

それで、前回の検討連絡会議で検討の継続事項となっております区民検討委員公募の抽選についてどのように考えていくのかということで、資料3で御説明をさせていただきます。

これは、区民検討委員公募の抽選についてということでございます。

1番目として、選考に当たって配慮する項目例ということで、1つは、男女比と年齢構成の部分を書いております。

限られた応募者の中で、この男女比、年齢構成、これを考慮した上に、さらに地域バランス、地区を考慮するという事は非常に難しいというふうに考えております。

特に、地区協議会が各地区の委員であることから、委員の構成において地域性を考慮することで、こちら団体推薦のほうで考慮されていることから、公募の部分についても地域性を考えるというのは非常に難しいだろうというふうに考えております。

それから、2番目として、選考の際に配慮する対象範囲、これを32名全体で考えていくのか、公募委員の16名の範囲で考えていくのかというところで、前回議論になりました。これも公募委員の16名の範囲で考えたほうがよいのではないかと考えています。

その理由としては、団体推薦を含む32名の範囲で考えますと、団体推薦、こちらのほうは大多数男性が想定されております。区民検討委員全体で男女比を考えると、公募の選考は、極端に偏った選考をせざるを得なくなるということで、16名のほうで考えたほうがよいのではないかと考えています。

それから、前回、一方の性を40%割らないようにするという、そういう男女比についても考えたほうがよいのではないかとというようなお話がありましたけれども、現在男性15名、女性3名

ということから、4割割らないように工夫するのは非常に難しいだろうというふうに考えております。

今現在が18名ということで、昨日の地域懇談会の中で2名申し込みということで、少なくともきょうの問い合わせ入れると21名は申し込みがあるだろうというふうに考えています。この後、どれほどになるかわかりませんが、そもそも抽選を行うのかというところの議論、抽選を行うときには何名以上かというところは非常に難しいんですが、その辺の考え方も出てきますので、「おおむね16名程度」といったところの「おおむね」をどこまで考えていくのか、この辺について選考委員会のほうで議論させていただいて構わないのかどうか、その辺のところを少し御意見としていただければなど、このように思っております。

辻山座長 ということだとすれば、最初に無条件で16名以上になっていますので、抽選をやるか、それとも少しそこを考えようか、例えば何名ぐらいまで、これから先21名ぐらいは確実にだろうという話ですが、二十二、三名だった場合には抽選なしで皆さんに参加してもらうというような判断をするかどうかということについて、まず御意見を伺いましょう。

どうぞ。

あざみ委員 私はもともと区民の方の人数というのは多いほうがいいというふうに、一番最初の主張をしてきたんですけれども、いろいろ議論があって、6名、6名でとにかく6名を選ぶということで、そのバックグラウンドをどうするかという議論になっていったわけなんですけれども、そういう意味からいえば、私は6名ということがこの中に入ってくる人数としてきちんとあれば、バックグラウンドの人数が多くてもいいのではないかとこのふうにもともと思っていたので、そういう意味では16名をきっちりじゃなくて、おおむねというふうなことでの、そこに私はくみしていたので、30名ぐらいはいいんじゃないかな、今思っている人数はですよ、その程度でも抽選しなくてもいいのではないかと、これが何百名ということになればまた違いますけれども、というふうに思います。

辻山座長 ほかに、はい、どうぞ。

吉住委員 私は逆に十七、八名程度であればあえて二、三人を切る必要はないんじゃないかと、抽選でやる必要はないんじゃないかとこのふうには考えていたんですが、既に20人を突破し、これからあと半月にわたって募集期間がありまして、大体こういうのは締め切り間際になってくるとどっと来るというのが大抵のパターンでございますので、これでそのときに、じゃ、20人ぐらいまでは入っていただいて、残りの超えた人は御遠慮いただくというようなことになった場合には、何で私たちだけだめなのかという話になりましたり、またこの10回の説明の懇談会を経てきまして、確かにいろんな御意見、積極的な意見あったんでどんだんいろんな御意見いただいたほうがいいと思うんですが、逆にこの組織が余り大きくなったときに必ずしも、懇談会でも指摘があったとおり、区民代表ではない、しかしひとり歩きをするような巨大な組織になってしまった場合には、そういうことはないと思うんですけれども、自分たちの意見が通らなかったことはむなしさを感じるということが繰り返し各説明会、懇談会で出てきたんですが、恐らくその度合いというのがさらに強まってくるんじゃないかという懸念を持ちます。

あと、ワークショップで4つに分かれて話をすることなんで、10人ずつぐらいであれば、40人ですから、これが24人ぐらいまで大丈夫かなんていう部分もあるんですが、余り最初のところ、32名から6名どうやって選ぶかということは、この32名である程度議論していただくということになっているんですけども、やはり公募と団体推薦半々ぐらいがいいんじゃないかというところでこの16人を導き出してきたところが、前提がちょっと崩れてくるんじゃないかと、これ全部よろしいですよという話になった場合、その辺のちょっと兼ね合いのバランスは、選考委員5人いらっしゃるから、ある程度お任せしなきゃいけないとは思いますが、基本的には16人という線を今申し上げたような理由で考えてはいます。

辻山座長 なるほど。はい、どうぞ。

小松委員 10回の懇談会をやってきた感じで、余り少ない人数、応募者がこんなに少ないということも、もっとたくさん来ると思ったから、ある程度人数をいろいろ検討して、16ということになったんですけども、懇談会のぐあいから考えて、このことに、ああいう中で志を持って、賛

同して、よし、自分がその中に入っていこうと、大変だけれども、と思って来てくれる人が、先ほどあざみ委員が言ったように 30 名ぐらいの一応枠の中におさまるんでしたら、どこかの会場で、せっかく志を持って入ってくる人がいれば全部入れたっていいじゃないかという壮年の方の意見もあったかと思うんですけれども、それほど多くなるという感じもやはりいまだにしませんので、30 ぐらいで頭打ちにして、そして座長さんたちにお任せしたいと思います。私は、あざみ委員と同じ意見です。

辻山座長 ということは、30 以下だったら抽選なしにしようと、30 超えた場合は 16 をベースに、16 人を選ぶということね。その場合のやり方は、先ほど出された男女、年齢構成とかというのを考慮して、抽選委員のほうでやっていいと、こういうことですね。

ほかに、はい、どうぞ。

久保委員 おくれてきてすみません、お話はわかりましたので。僕は、基本は吉住委員と同じです。そう簡単に変えると、この委員会なり組織の、変な言い方ですけども、品位が下がると思っています。いいかげんだなというふうに思われる。

それともう一つ、僕は理由を持っています。新宿区の憲法だというふうに言っている、国の憲法だとしたら、国民がそんな参加して自分がつくるなんて考えるだろうか。だから、僕は、新宿区の憲法だといっている自治基本条例に公募委員は集まってこない、いいところ 16 名来ればいいほうだと、それでも何とか努力して二、三人ふえたら、それは削るといのはちょっとよくないかなと思っていますんで、基本は 16 で行くべきだと、それで、超えて二、三人だったら抽選なしという、僕は吉住さんと同じ考えです。

辻山座長 なるほど。確かに今示されているというか、応募されている数字はいかにも中途半端な数字なんですよ。もっと来ていけばもう抽選するしかないんですけれども。

行政のほうの方、どうですか、考え方。

野田委員 この後、抽選については、7 月 14 日までが申し込み期限ですので、7 月 15 日の自治分権特別委員会終了後に引き続き行いたいというふうに考えております。そのころになると人数がもうきちっとした、確定した数字が出ます。恐らく見込みですけども、20 の後半以上は行くのではないかなというふうに考えております。

そうしたときに、それをどうするのかという、今事務局としてちょっと提案させていただいているんで、先にちょっと私どもの考え方申し上げるわけにいきませんので、選考委員会のほうで議論させていただけるのかどうか、その辺も含めて少しお考えをいただければなと思います。

山田委員 本当に微妙な数字だというふうに私思いますね。まず白紙の状態これからどうしようかということだったら、いろんな意見を出しやすいんですけども、ただ 32 人という大枠をいろいろ議論の未決定したわけですわね。そのベースというのは、地区協議会が 10 人、それからその他の団体から 3 人、3 人ということで、それに見合うのを区民公募しようということで 32 にしたわけで、そういうふうにして、そういうふうな説明をずっとこの間してきたわけですから、基本的にそこは守ると。特に今お話があったように 20 人の後半になるということでしたら、それを含めて全員どうぞということにはなかなか、もともとの議論のスタートからしてそうはならないような気が私はしています。

辻山座長 そのほかどうでしょうか。

今、野田委員のほうからあったように、締め切ってみてというのはありますけれども、しかし一つの考え方は、もう既に抽選を行うべき水準に来ているということなので、それは締め切り前から結論が出ていると、だから、粛々と抽選をやりましょうという考え方、ただし、もう一つは、締め切ってみたときに 30 人未満だったらということについて、それを承認するかどうかだけの話であります。

それは、こんなところで手を挙げて多数決をとりたくないんですけども、はい、どうぞ。

根本委員 この議論はね、大体こちらのほうが提案して 32 という根拠をつくっていったんですけども、同じような議論をずっとしてきたんですね。ですから、ここで、実に悩ましいようなところで、きのうの時点で 14 と言われていたから、あら、じゃ、これ 16 まで行かないから抽選

にならないで全員だなというふうに思ったら、今 18 と言われて、25 って言われたから、その議論になるとは思っていなかったんですけども、これを変えるわけにはいかない。相当議論してきていますからね。だから、さっき言われた十七、八ぐらいだったら、1人、2人落とすというのは、それは忍びないということもあるけれども、20の後半ということなら、今だって20人を超すということであれば、抽選せざるを得ないということになると思います。

久保委員 もう一回だけ言わせてください。結論を言いますと、さっき申し上げた理由なんですけれども、僕は、人数が多ければいいものができるとは思っていません。基本はそれです。そういうことです。

辻山座長 それでは、時間の関係もあるのでそろそろまとめますけれども、従来からの議論の積み上げということとを考慮すると、やはりここで十何人ぐらいオーバーしたぐらいで大きく変更することにはならんだろうということでもありますので、予定どおり15日の特別委員会ですか、の後に抽選をすると、抽選の仕方については、先程来示されている方法でよろしいですか。その場合に、女性を、例えば尊重するということに、抽選委員のほうでその場で検討いたしますけれども、割合からいえば、例えば今3名であるということであれば3名全員が対象になりますよ、どこどこから何人、どの年代のところから何人減らすようなやり方をしましょうというようなことを話し合わなければいけません。それは一任していただけるということでもよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

辻山座長 では、そういう手続でいたしましょう。

野田委員 もう一件この場で協議させていただきたいんですが、今回申し込みの中で、18名申し込みいただいていますけれども、区外の方が1名いらっしゃいます。八王子市の方が1名申し込みをされております。この区外在住者の取り扱いについても御検討いただきたいというふうに思っております。

辻山座長 八王子の方。どうぞ。

吉住委員 八王子のその方は男性ですか、女性ですか。

野田委員 男性です。

吉住委員 そうですか。わかりました。

野田委員 70代の方です。

辻山座長 どういうふうに考えますか。一般抽選のルールでやるか、募集要項からいえば、原則としてと言っているのが、区民外だから最初に外しますというのは一応ルール違反ということになりますね。だから、そこが、70代ということになると、もしかすると人数が少ないので、当選確率が高いということになりますけれども、それはそれとして粛々とやるということではいかがですか。(「つながりは何なの、新宿区とのかかわり」と呼ぶ者あり)

野田委員 リストだけしか見ていないんですが、ただ地域懇談会にも必ず出席なさる、あるいは地域説明会には必ず出席なさっている方ではございます。何かまちづくり協議会みたいな、そういったところの委員をなさっている方ではございます。

小松委員 年齢は、(「70代」と呼ぶ者あり)その方はですね。今18名の中に若い人が入っているんですか。

野田委員 冒頭申し上げましたけれども、50代が1名で60代が12名という、70代が5名というところで。

小松委員 わかりました。

辻山座長 20、30、40代ゼロというのは、ちょっときついですね。はい、どうぞ。

久保委員 たった一人であっても、とにかく入ってもらったら、新宿区の条例の32名の中の1人でも区民でない人が入ったということの意義は非常に大きいなと思います。

辻山座長 そうですね。そういう意味では、あらかじめ除いていくという選択肢は全くないということですので、粛々と抽選のルールでやるということによろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

辻山座長 それでは、次に、これはこれまで議論で出てきたんでしたでしょうか、区民検討委員への謝礼の支出についてです。

では、野田委員のほうから。

野田委員 それでは、今ごらんいただきました資料3のところの下半分のところでございます。区民検討委員の旅費の支給についての考え方、こちら資料に沿って御説明させていただきます。

区民検討委員の何らかの旅費相当の支給について考えられないかということで、議会のほうからも要望いただきまして、この間検討してきました。

1つは、1番目に書かせていただいておりますけれども、旅費として費用弁償を支給する、これは条例での附属機関として位置づけなければいけない、条例の附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例というのがございますけれども、その別表の附属機関として位置づける必要がございますので、今回の区民検討委員の皆さんにそういったところの支給をするのは難しいだろうというところを、1番目に書かせていただいていることです。

2番目のところの、ですけれども、それでは旅費以外の支給方法として何らかの形が考えられないかということで、報償費その他の謝礼ということで定額を支給する方法があります。例としては、庁内のエコライフ推進員に支給する年額6,000円などが実績としてございます。委員間の連絡とか活動費、そういった位置づけでこれは支給されております。

ただし、ということで、のところに書かせていただいておりますけれども、こういった報償費を支給する場合には、区民会議のときのように行事参加保険、傷害があったときの保険ですね、こういったところの加入についてはできなくなるというところがございます。行事参加保険というのは、無償の場合にのみ適用されるということです。

そして、3番のところ、報償費その他の謝礼で、交通費実費分、交通費代という形で支給すること、これは実例がなく、その実費相当分を報償費その他謝礼として支給するにはその理由づけも困難であるというふうにとらえられます。支給ができた場合でも、傷害保険の加入ができなくなるのは定額支給の場合と同様でございます。

4番目として、のところで、その他の検討事項として、受け取りを辞退する委員も想定されますけれども、委員の中で受給する者と、そうでない者と混在することについても考えておく必要があるだろうというふうに思っています。

それから、のところで、この傷害保険は、1日の無償の活動者20名以上ということが要件とされておりますので、報償費その他謝礼を受け取らない委員も含め、全体として保険の加入ができなくなることが考えられます。

そして、次の1枚めくっていただいて、5番目のところですけども、上記の1番から4番、こういったことを踏まえて区民検討委員への支給を何らかの形で考えるとすれば、交通費ということではなくて、交通費相当分を支給するというを前提に考えるということで、この2行目に書かせていただいておりますけれども、交通費実費分の支給ではなく、委員としての平成21年3月までの活動費として、それに相当する定額を支給する、こういった方法ができるだろうというふうに考えております。

ただ、その場合にも行事参加保険(傷害保険)の、加入はできなくなるということは前と同じでございます。

こういったことを踏まえて、支給方法及び支給額について検討をしていただきたいというふうに考えております。

金額については、今考えておりますのは、1回につき500円相当ということで、交通費実費という形ではないですけども、交通費相当額の金額ということで、月に2回程度今考えておりますので、月1,000円程度ということで、支払い方法の例示ということで、一つは平成21年3月

までの活動費として前払いをする方法ということで考えれば、9か月ございますので、この場合には9,000円相当という形になります。

(2)のところでは、四半期ごとの活動費として前払い、あるいは後払いする方法というところが考えられます。

ただ、こういった支払い方法については、今後、会計室の審査部門、こういったところでそれが了承されれば、協議に入っていきたいというふうに考えております。

今の段階で詰めていることは、このようなところでございます。

辻山座長 ありがとうございます。どうですか。

根本委員 これは、地域懇談会の中で、特に前半集中的に意見が出て、こちらの小委員会のほうで議論をして、特別委員会のほうに報告して議論して、要望した事項なんですね。ですから、きょうのこの検討連絡会の前に議論して、意見をまとめてきました。それは、この提案どおり、5のところ、報償費その他の謝礼で定額を支給するのが妥当ということで、こういうことでぜひやってほしいというのと、支払い方法については、2のほうで後払いということになるんじゃないだろうかと、前払いというのはいかがなものかという意見が、それから傷害保険については、これも個人の責任ということでやっていただくということぐらい、ただ、実費がもうちょっと、倍ぐらいの話かなというふうにこちらも想定していたんですけども、旅費という往復幾らぐらいかかる(「バスだって800円かかります、乗りかえます」と呼ぶ者あり)ということもあるものだから、というのもありますけれども、そのところは別にすれば、ほぼそれで詰めていただきたい。

野田委員 一般の交通費相当ということを考えて一応こういう金額に私どもは考えて、今までの報酬はありませんといったことで、広報等で周知しているところの部分との整合性も踏まえて交通費相当という形で今回このように検討させていただきました。

今後、こういったところは広範囲に適用するということも考えられないので、今回に限って、議会各会派からも要望いただいた件について検討させていただいた、そのように考えております。金額については、もう少し議論いたしますか。

根本委員 これきょう額は決めなくていいんでしょう、別に。

野田委員 きょうということではありませんけれども、ただ今後、区民検討組織が22日にできますので、それに向けての資料、そういったところの段階に入りますと、この辺のところもきちっと、もちろん15日の特別委員会にかけてという話にはなるんでしょうけれども。

根本委員 じゃ、どうですか、想定はお互いに違うけれども、今の意向を受けてちょっと猿橋副座長と私のところで最後詰めさせていただいて、提案を前提にね、額については、早急に、すぐ相談します。

辻山座長 文言上これでいいということですよ、交通費相当分をまとめて支給するというものでね。それでは、そのように処理していただきましょう。

ただ、今の原案だと、僕もちょっと思ったんですけども、四半期ごとにということは、1回1,000円、3,000円が振り込まれたり、袋に入っているというのは、受け取ったほうからすれば、妙に何か中途半端に少ないなという感じがしないでもないですね。それだったらまとめたほうが何か見覚えがいいなという感じは、率直に申し上げて、それはありますね。そういうことも含めてどうぞ交渉していただいて。

それでは、次へ行きますでしょうか。次は、第1回の区民検討会議と委嘱状交付式のことね、どういふふうに取り運ぶかということについて、最初にちょっと原案を説明していただきましょう。

野田委員 それでは、委嘱状交付式、それから第1回の(仮称)自治基本条例区民検討会議の進行について御説明させていただく前に、資料4の(仮称)新宿区自治基本条例区民検討会議設置要綱(案)をごらんいただきたいと思っております。

資料4になります。(仮称)新宿区自治基本条例区民検討会議設置要綱(案)でございます。

現在、このことについては、区の文書法制担当、総務課のほうで文書上の整合性についても見

ていただいております。決定を得て施行するものでございますけれども、現在の事務局の案という形で御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、その運営方法については、地域懇談会のほうでも説明させていただいておりますけれども、区民検討会議の中で自主的に決定していくこととなりますので、ここでは最低限必要な事柄について要綱で定めるという視点で策定をしております。

それでは、内容の説明をさせていただきたいと思いますが、初めに、ちょっと訂正がございます。第2条の2行目のところで、「(以下、基本条例という。)」というところの文言、これを消してください。この文言は第1条のところがございますので、ここはあえてうたう必要がありませんので、第2条の「(以下、基本条例という。)」というところは消していただきたいと思います。

それでは、この要綱の案の第2条の区民検討会議の役割、ここについてちょっと御説明させていただきます。

ここでは、22日以降設置されていく区民検討会議の役割を書かせていただいております。

区民検討会議は区民の立場から新宿らしい自治の仕組みを定める(仮称)新宿区自治基本条例について検討するとともに、広く区民に意見を聴く機会を設け、基本条例に盛り込むべき事項につきその案を作成し、別に定める(仮称)新宿区基本条例検討連絡会議に提案することをその役割とする、というところで役割を整理させていただきました。

そして、第6条のところで、区民検討会議の構成及び運営ということで、区民検討会議は、全体会及び運営会をもって構成し、その運営方法については区民検討会議が決定するというものです。

第7条のところで、運営会等というところで、区民検討会議は、第2条に規定する役割を効率的に行うため、区民検討委員の中から選出された者で構成される運営会を開く。

運営会は区民検討会議の運営等に関して必要な事項の検討を行い、区民検討会議から一任をされた事項を除き、その検討結果を区民検討会議に諮る。こういうようなところを書かせていただいております。

そして、次のページのところの第9条のところで、報酬、この表現はちょっと検討させていただきますけれども、ここで先ほどの報償費等の支給、こういったものについても条文として入れていきたいというふうに考えております。その文言については、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

以上ですね、そのほかの部分は今まで検討されてきた内容ですけれども、2条、6条、7条、こういったところを要綱の中で定義をさせていただいたというものでございます。御意見等いただければというふうに思います。

辻山座長 はい、どうぞ。

根本委員 これについて経過をちょっと御報告します。

第2条の事務局案とはまた別でして、それをうちのほうの小委員会で議論しました。それで、小委員会の意見をもとに猿橋副座長と私と、それから事務局の皆さんで調整をして、このように2条を書きかえました。大分違っていると思いますけれども、ということですから、両方で調整した中でこのような文章に修正したというふうに考えていただければ、何というんでしょうか、中心は、要するに区民案を検討連絡会に提出するというようなことではなく、それから区民検討案を持ち寄りながら三者検討連絡会議の中でいろいろ調整をしていくというようなことが伝わるような文章というふうに配慮してこのような文章にしました。

山田委員 内容じゃないんだけど、第2条の(仮称)自治基本条例というのは、これは上で「以下、基本条例」ということになっているから、基本条例だけでいい。

野田委員 そうですね、はい、

辻山座長 そうしたら、その下もやりますか、「基本条例検討連絡会議」と。

山田委員 これもそうだよね、第1条に入っているんですよね。

辻山座長 そろえるとすればね。

山田委員 定める検討連絡会議。

野田委員 この辺はちょっと文言を整理させていただきます。かなり慌てて出させていただきますので。

辻山座長 はい、どうぞ。

久保委員 区民検討会議委員の辞任並びに補充についてどういうふうを考え、そしてその場合、考えがまとまったら、やはり要綱に入れておかななくていいんだらうかというふうに心配しているんですけども、どうなんでしょうか。途中で辞任されたとき、例えば3人辞任したら3人補充するのか、そのことについては、要綱で考えなくていいんですか。

野田委員 それは32名の委員の補充についてのことですか。

久保委員 そうということですね。

野田委員 その辺盛り込むべきところがあれば御意見としていただければ、少しちょっと整理させていただきますと思います。

久保委員 僕は、やっぱり必要があるという気がする。極端な話、行きがかり上10人ぐらいやめちゃったと、そうしたらそのまま、やめたままで続けるのかどうかという問題もあるので、そこら辺は事務局なり、副座長のほうでよく検討していただければいいですけども。

野田委員 欠員が生じた場合にどうするのかというところ少し検討させてください。

辻山座長 そうですね。はい、どうぞ。

河原委員 第2条の第3行目で、「基本条例に盛り込むべき事項につきその案を作成し」というのは、「その案」というの要らないんだと思うんですよね。基本条例に盛り込むべき事項を提案する。

辻山座長 それでいいですか。

野田委員 文言については、ちょっと精査させてください。

辻山座長 そのほかどうですか。

じゃ、幾つかの点で、例えば補充の問題とか、今の文章上のことを含めて少し詰めていただくということにして、これはよろしゅうございますね。

それでは、交付式と第1回のやつをお願いします。

野田委員 引き続きまして、委嘱状交付式及び第1回（仮称）自治基本条例区民検討会議の進行について御説明させていただきます。

資料5をごらんいただきたいと思います。

委嘱状交付式及び第1回区民検討会議の流れ（案）でございます。

1の委嘱状交付式の進行ですけども、当日進行は、私のほうでさせていただきます、6時半から始めさせていただきます。

そして、初めに区長あいさつ、その後議長あいさつをいただきまして、その後検討連絡会議の委員、それから学識経験者の紹介をさせていただきます。

それから、18時45分ぐらいから15分程度で辻山先生に講話をお願いして、委嘱状交付式の部分については閉会をさせていただきます。

そして、7時から第1回の区民検討会議を開始させていただきます。ここでは、事務局の進行で、報告連絡事項あるいは事務局のスタッフを紹介させていただきます。

それから、ソーシャル・アクティブの方に進行をお願いして、ここでは委員32名の方全員の自己紹介を、最初なので1人1分弱をお願いをしたいというふうに考えています。

そして、午後7時40分から牛山先生の講義、これは自治基本条例についてお願いをしたいというふうに考えています。それが大体午後8時10分ぐらいまで30分程度お願いをしまして、その後議会の大会議室から一般に今後区民検討会議が行なわれる職員研修室のほうに移動をしていただいて、その後2枚目になりますけれども、ワークショップ、一つは会議体の名称、それから区民検討委員の参加の想い、こういったことをまず話をしていただいて、その後グループ発表と区民検討会議の名称を決定していただきます。

それから、次回以降の開催日あるいは次回の検討テーマの設定をしていただいて、当日は15分どうしても延びてしまうんですが、午後9時15分に終了という形で考えています。

1枚目に戻っていただきまして、先ほど第1回区民検討会議の進行ということで、ソーシャル・アクティの進行ということで話をさせていただきました。このソーシャル・アクティというのは、ファシリテータ、ファシリテーションですね、今後やっていただく会社でございますが、牛山先生の御推薦をいただきまして、ソーシャル・アクティの林さんという方ともう一人の方がいますけれども、代表が林さんという方で、この方が対応してくださるという形で進行していただくと、今現在こういう流れで考えさせていただいているということでございます。

辻山座長 どうでしょうか、これ。いいですかね。ちょっと場所を移動するのがやっかいだなというのはあるけれども、設営の関係で仕方がないということですね。

野田委員 1回目だけどうしても移動が起きてしまう。

根本委員 大会議室じゃ狭いということなんですか。

野田委員 ワークショップは班単位で、設営を別の部屋でしておくということです。

辻山座長 どうでしょうかね。これ開いてみなきゃちょっとわからないこともありますけれども、大体手順としてはこういう形でやりたいということでもあります。

今の資料は資料6ですか。

野田委員 次第のみの資料です。

辻山座長 参考でついているということでもあります。

それでは、きょうの議題は以上ですね。

次回のこの会議をいつ持つかという設定の仕方ですが、そもそも次回、どんな目的でこの会議を開催するかということが余り明確になっていないので、いつごろのタイミングでやるかというのと、そこで何をやるかですけれども、はい、どうぞ。

久保委員 それに入る前に1点だけちょっと要望があるんですが、先ほど副座長に一任したんですけれども、希望を出しておきたいんですが、区民検討委員の交通費相当額の支給については、理由を言うと長くなるので、理由一切なしにします。ぜひ前払いを検討していただきたい。

辻山座長 なるほど、という要望が出ましたので、それは、小委員会の議論は後払いということ。

根本委員 久保さんが休んでいたから。

辻山座長 そうということですか。そういうことがあったそうですが、一応御要望としては聞いておこうということにいたします。

それでは、区民検討会議は当然始まっているという想定ですけれども、どの辺でどんなテーマで開くということをお話し合いたいんですが、言ってみれば、どうでしょう、検討会議の様子を報告し合って、感想とか報告し合って、この会議としてどういう段取りで独自の検討を始めるかというようなことも考えなければいけない時期になるんだろうと思いますが、提案としては、9月の1週目あたりでどうかということですが、どうでしょう。

野田委員 私どもは1日、2日、3日であれば構いません。4日、5日、午後はちょっと入っています。

辻山座長 3日というのは水曜日でしたか。

野田委員 そうです。

辻山座長 私は水曜日は大変ありがたいです。2日でも大丈夫かな。

野田委員 9月3日の水曜日はいかがでしょうか。

辻山座長 9月3日の1時半からにしますか。水曜日になります。  
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

辻山座長 では、そういうことで、いよいよ抽選が終わったら第1回の区民検討会議が始まりますので、またその様子を一緒に参加しながらこの議論を進めていきたいと思います。

議題、以上ですけれども、ほかに何か話し合っておくべきことございますか。  
〔発言する者なし〕

辻山座長 なければ、これで終わりにいたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2時35分